

消費税軽減税率制度説明会のご案内

横須賀税務署では、事業者の方を対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

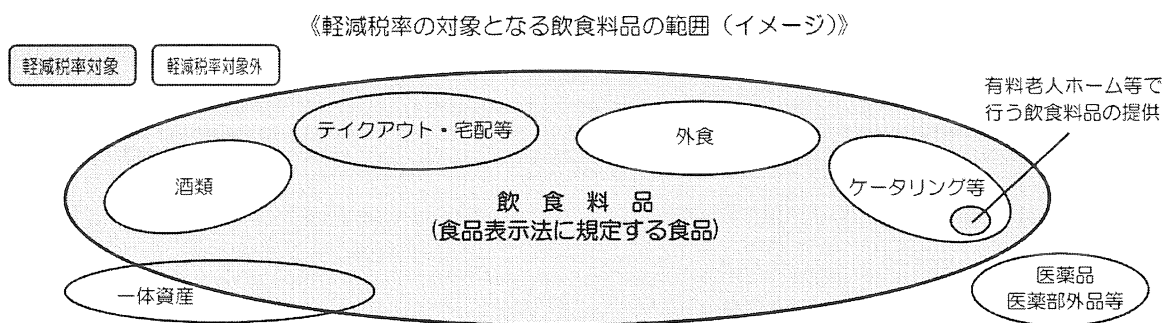
消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

三 浦

開催日時	令和元年8月28日(水)	10時30分～12時00分
	//	14時00分～15時30分
	令和元年9月 9日(月)	10時30分～12時00分
	//	14時00分～15時30分

場 所 神奈川県三浦合同庁舎（三浦市三崎町六合32）4階会議室
会場は駐車場の制限がありますので、ご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。また、エレベーターのご利用が出来ませんので、ご了承ください。



多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

【お問合せ先】

横須賀税務署 管理運営第1部門

電話046-824-5500（自動音声に従い「2」番を選択）（内線3102～3104）

【お知らせ】

お電話による「消費税の軽減税率制度の内容に関するご相談」は、横須賀税務署（046-824-5500）へ電話し、自動音声に従い「3」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

主催：横須賀税務署・横須賀県税事務所
三浦市・三浦商工会議所
横須賀青色申告会三浦会
公益社団法人横須賀法人会三浦地区会